

第六一回

参第一九号

国立学校設置法の一部を改正する法律（案）

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項中「次の表」を「第一表及び第二表」に、「同表下欄」を「それぞれ第一表又は第二表の下欄」に、同項の表中

「

国立短期大学の名称	位置	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
-----------	----	-----------------------

」

を

「第一表

国立短期大学の名称	位置	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
-----------	----	-----------------------

」

に改め、同表の次に次の一表を加える。

第二表

国立短期大学の名称	位 置	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
岩手大学教育短期大学部	岩手県	岩手大学
宮城教育大学短期大学部	宮城県	宮城教育大学
秋田大学教育短期大学部	秋田県	秋田大学
山形大学教育短期大学部	山形県	山形大学
福島大学教育短期大学部	福島県	福島大学
宇都宮大学教育短期大学部	栃木県	宇都宮大学
群馬大学教育短期大学部	群馬県	群馬大学
埼玉大学教育短期大学部	埼玉県	埼玉大学
東京学芸大学短期大学部	東京都	東京学芸大学
横浜国立大学教育短期大学部	神奈川県	横浜国立大学
新潟大学教育短期大学部	新潟県	新潟大学
富山大学教育短期大学部	富山県	富山大学
金沢大学教育短期大学部	石川県	金沢大学
福井大学教育短期大学部	福井県	福井大学
山梨大学教育短期大学部	山梨県	山梨大学
信州大学教育短期大学部	長野県	信州大学
岐阜大学教育短期大学部	岐阜県	岐阜大学
静岡大学教育短期大学部	静岡県	静岡大学
三重大学教育短期大学部	三重県	三重大学
滋賀大学教育短期大学部	滋賀県	滋賀大学
京都教育大学短期大学部	京都府	京都教育大学
神戸大学教育短期大学部	兵庫県	神戸大学
奈良教育大学短期大学部	奈良県	奈良教育大学
和歌山大学教育短期大学部	和歌山県	和歌山大学
鳥取大学教育短期大学部	鳥取県	鳥取大学

島根大学教育短期大学部	島根県	島根大学
広島大学教育短期大学部	広島県	広島大学
山口大学教育短期大学部	山口県	山口大学
香川大学教育短期大学部	香川県	香川大学
愛媛大学教育短期大学部	愛媛県	愛媛大学
高知大学教育短期大学部	高知県	高知大学
福岡教育大学短期大学部	福岡県	福岡教育大学
佐賀大学教育短期大学部	佐賀県	佐賀大学
長崎大学教育短期大学部	長崎県	長崎大学
大分大学教育短期大学部	大分県	大分大学
宮崎大学教育短期大学部	宮崎県	宮崎大学
鹿児島大学教育短期大学部	鹿児島県	鹿児島大学

附 則

- 1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の国立学校設置法第三条の三第二項第二表の上欄に掲げる国立短期大学の教育課程は、当分の間、養護教諭の二級普通免許状の取得に必要な授業科目によつて編成するものとする。

理 由

国立の教育短期大学を設け、当該大学の教育課程は、当分の間、養護教諭の二級普通免許状の取得に必要な授業科目によつて編成するものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十五年度（初年度）において約五億六千万円の見込みである。